

江戸川区の建設委員会に対しての是正を依頼する陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 174 号

受理年月日 平成 25 年 11 月 26 日

付託年月日 平成 25 年 12 月 3 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区建設委員会において、西篠崎土地区画整理組合の件について、陳情者のクレーム等と位置づけて委員会が進められているようですが、本件については、法律違反で認可された組合設立そのものが否定される可能性がある事件です。少数派のクレーム等という表現は不適切であると同時に行政処分のすべてが「無効」となり得る事件でもあるのです。

その法令違反抵触に江戸川区民より支持されて投票された「先生」方が沈黙している理由が理解できません。何ひとつ議論されない委員の方もいらっしゃるようです。なぜ、このような重大な事件について、毎回何ひとつ語られることがなく、継続されるのかわかりません。委員会に車椅子を引いて傍聴する意味がありません。

よって、以下のとおり陳情します。

記

- 1 建設委員会は、議事録で正確に委員と行政のやり取りが記録され、区民が知り得る重要な会であることから、委員と行政の積極的な発言と意見を展開していただけますようお願いいたします。
- 2 法律違反の指摘を重く受け止め、違法を改善するよう委員会での議論を希望します。